

平成28年度 第1回 相模原市総合教育会議 議事録

日 時 平成28年5月26日(木曜日)午前10時00分から午前11時00分まで

場 所 相模原市役所 第2別館3階 第3委員会室

日 程

1. 開 会

2. 議事録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1 相模原市子どものいじめに関する調査委員会の答申への対応について

日程第 2 児童相談所等が関わった中学生の自殺企図事案について

日程第 3 市立小中学校での通知票記載誤りについて

4. 閉 会

出席者(6名)

市 長 加 山 俊 夫

委 員 長 永 井 博

委員長職務代理者 大 山 宣 秀

教 育 長 岡 本 実

委 員 田 中 美奈子

委 員 福 田 須美子

説明のために出席した者

副 市 長 小 星 敏 行 副 市 長 梅 沢 道 雄

副 市 長 古 賀 浩 史 企 画 財 政 局 長 和 光 亨

健 康 福 祉 局 長 熊 坂 誠 教 育 局 長 笹 野 章 央

こ ども 育 成 部 長 小 林 和 明 教 育 環 境 部 長 新 津 昭 博

学 校 教 育 部 長 土 肥 正 高 生 涯 学 習 部 長 佐 藤 暁

健 康 福 祉 局 参 事 兼 椎 名 孝 中 央 こ ども 吉 村 孝 幸  
健 康 福 祉 総 務 室 長 家 庭 相 談 課 長

児童相談所長	細谷 洋 一	総合学習センター 所 長	齋藤 嘉 一
学校教育部参事兼 学校教育課長	江戸谷 智 章	青少年相談センター 所 長	沢 辺 雅 子
事務局職員出席者			
教育局参事兼 教育総務室長	大 用 靖	教育総務室担当課長	杉 山 吏 一
教育総務室主査	萩生田 成 光	教育総務室主任	田 村 雄 一
教育総務室主事	上 原 達 也		

開 会

加山市長 おはようございます。

それでは、ただいまより平成 28 年度の第 1 回相模原市総合教育会議を開始させていただきたいと思います。

はじめに、確認をさせていただきたいと思います。本日の会議につきましては、非公開とする必要のある議題については見込まれておりませんので、原則どおり公開の会議とすることによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

加山市長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議は公開といたします。傍聴人が来られているようでしたら入場していただきたいと思いますので、事務局のほうでよろしく願いいたします。

(報道機関、傍聴人入場)

加山市長 本日は、報道機関から撮影等の申請が提出されております。相模原市総合教育会議傍聴要綱第 7 条の規定に基づきまして、これを認めたいと思います。なお、撮影につきましては、会議の冒頭のみ自由に撮影を許可いたしまして、それ以降は決められた場所からの撮影のみの許可といたします。

それでは、報道機関の方は撮影をお願いしたいと思います。

(報道機関撮影)

加山市長 それでは、会議を始めたいと思いますが、会議を始めるに当たりまして、私のほうから一言申し上げたいと思います。

今回、本市において、中学生が自ら命を絶つという大変痛ましくあってはならない事案が生じてしまいました。このことにつきましては、私としましても誠に痛惜の極みであると思っているところでございます。教育委員の皆様も同じ思いではないでしょうか。ここで、改めまして亡くなられた生徒さんのご冥福をお祈りしたいと思います。

大用教育総務室長 それではここで、亡くなられた生徒さんに黙祷をささげたいと思います。恐れ入りますが、皆様、ご起立をお願いいたします。

黙祷。

( 黙 禱 )

大用教育総務室長 お直りください。ご着席、お願いいたします。

報道機関の皆様にお伝えをいたします。これ以降の撮影は、決められた場所からのみでお願いをいたします。

加山市長 本日は、このようなことが今後決して起こることがないように、子供の命を守るためにどう対応していくべきかにつきまして、私と教育委員会が共通認識を図る必要があると考えておりました、会議を開催させていただきました。

それでは、これより会議を始めさせていただきたいと思いますが、まず本日の会議の議事録に署名する委員につきましては、永井委員長と大山委員を指名させていただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

本日の会議の協議事項でございますが、相模原市子どものいじめに関する調査委員会の答申への対応についてとさせていただきます、報告事項としまして、児童相談所等が関わった中学生の自殺企図事案についてと、市立小中学校での通知票記載誤りについての2件とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

( 「はい」の声あり )

加山市長 ありがとうございます。

相模原市子どものいじめに関する調査委員会の答申への対応について

加山市長 それでははじめに、協議事項でございます相模原市子どものいじめに関する調査委員会の答申への対応についてでございます。

今回の答申は、去る3月25日に、相模原市子どものいじめに関する調査委員会から相模原市教育委員会にあったものでございますが、私もこのことにつきましての報告を受けておりますが、確認の意味を含めまして、改めまして答申内容の説明を担当よりお願いしたいと思います。

土肥学校教育部長 お手元でございます資料1、「相模原市子どものいじめに関する調査委員会答申の概要」につきましてご説明申し上げます。

この答申は、平成25年11月に、当時中学2年生の男子生徒が自宅で自死を図り搬送先の病院において死亡した事案につきまして、平成27年2月24日に教育委員会から第三者機関である「相模原市子どものいじめに関する調査委員会」に諮問をし、平成28年3月25日付けで教育委員会に答申されたものでございます。

1、 諮問内容でございますが、この事案に係る事実関係、特に学校に関わること、並びに学校及び教育委員会の今回のような重大事案の再発防止に向けた今後の取組につきまして諮問したものでございます。

2、 調査委員会の開催状況でございますが、平成27年3月から平成28年3月までの間に計12回開催されております。

3、 調査で明らかになった事実でございますが、当該中学校での平成25年度児童生徒の問題行動等調査では、いじめが20件報告されておりますが、当該生徒が関わったものは1件も認知されていないこと、また、小学校就学時点からの事案の経過の中で、ある程度具体的、攻撃的と認められ、かつ、本人が苦痛を感じたと推認される複数回の行為を調査委員会でいじめと認定しております。

4、 いじめの定義でございますが、国では昭和61年度以降、いじめとは「自分より弱い者に対して一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じている」と定義をしておりましたが、平成18年度以降は、「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの」に変更され、「自分より弱い者」、「一方的」、「継続的」、「深刻」との限定がなくなり、いじめの定義が広がったことが示されております。

恐れ入ります、2ページをご覧くださいたく存じます。

5、 いじめへの対応でございますが、(1)留意すべき点といたしましては、周囲の生徒達とのトラブルが多い生徒については、たとえ個々のトラブルについて見ると双方でやりあっていても、結果としてその生徒においては苦痛が累積することに留意しつつ、当該生徒と周囲の生徒たちに対し適切な指導・助言を行う必要があると指摘されております。また、(2)いじめ発生そのものは非難すべきではない、では、いじめを広く認定する以上、いじめを隠したりいじめへの対応を怠ったことが非難されることはあっても、いじめが発生したということそれ自体は非難されるべきではないと報告されております。

6、 重大事態に至った要因、背景と学校の対応についてでございますが、原因動機の背景要因は学校的背景、家庭的背景、個人的背景の三領域に分かれ、そのうち学校的背景についての検討結果が示されております。

(1) いじめの存在では、当該生徒に対するいじめが存在したと示されております。

(2) 個人特性への学校側の配慮では、障害への配慮が十分であったとはいえないとし、障害を伝えられながら、障害に配慮した適切な対応がなかったために、2年次ではさらに

負の方向に特性を助長し、二次的に自己破壊衝動を高めた可能性がある」と指摘されております。

(3) 家庭との関係では、相互の対応の詳細は不明であるが、家庭が当該中学校に対し強い不信感を抱いていたことは、母親が明言しており、円滑ではなかったと指摘されております。

7、調査委員会の見解でございますが、様々な角度から行った調査の結果、本人が自死に至ったことに関する調査委員会の見解として次のことが指摘されております。

1点目といたしまして、周囲の生徒からの心理的、物理的な攻撃により当該生徒が苦痛を感じていたと認めるべき事態、すなわちいじめは複数認められた。

恐れ入ります、3ページをご覧くださいたく存じます。

2点目といたしましては、生徒らが、お互いのことを理解し得ない状況下で発生したトラブルの中に、本人から見るとこのような行為が存在したと捉えられる。

3点目といたしましては、教員らは「喧嘩両成敗」的な指導を行い、あるいは当該生徒を問題視することはあったが、当該生徒の苦痛あるいは苦痛の累積については特に留意されることはなかった。

4点目といたしましては、多くは部活動内でのトラブルであり、2年次4月までに集中しており、退部以降、問題視される事案は少なくなった。一方、自死行為は2年次11月であり、いじめだけが自死の原因であるとは断定できない。

5点目といたしましては、当該生徒の内面では「誰も自分のことを理解してくれない」という感情が次第に増幅し、抑うつ的な状態に陥った可能性は考えられる。

6点目といたしましては、保護者の学校に対する信頼が損なわれていたにもかかわらず、学校はこれを回復するための方策をとらなかったことから、母親が把握していた当該生徒のSOSのサインは学校側に伝わっていなかったとし、仮に当該生徒が何らかの個人的背景、家庭的背景を有していたとしても、学校として組織的に苦痛及びその累積に留意していれば、これに基づき様々な対応、担任以外による面談実施や家庭連絡、専門家の関与等を取りえたと考えられる。学校がこうした対応を行っていれば、当該生徒の苦痛を軽減し、自死を防ぐことができた可能性は否定できない。このように指摘されております。

8、再発防止のための必要な対応策でございますが、調査委員会から当該中学校ならびに市教育委員会に対し、次の提言を受けております。

(1) 当該中学校に対しましては、アといたしまして、教員一人一人の「いじめ」の捉

え方の再確認が極めて重要であることが。イといたしまして、外部機関との積極的な連絡を可能とする仕組みを構築するべきであること。

4ページをご覧いただきたく存じます。

ウといたしまして、学校全体で、発達障害等に対する知識や様々なトラブルに対して個々の対処法を検討する研修の機会を持つべきであることが。エといたしまして、学校と家庭双方に認識の隔たりをなくし、家庭とスムーズなコミュニケーションの場を構築すべきであることが提言されております。

(2)市教育委員会に対しましては、アといたしまして、教職員のいじめ観を改めるため、実効性のある研修その他の措置をとるべきであることが。イといたしまして、過去の教訓を生かすとともに、事案を振り返り、検証及び総括を行うべきであることが。ウといたしまして、平成25年度から改善を図ってきたいじめ防止に係る施策等が効果的に機能しているのかについて、十分に検証していくことが必要であることが。エといたしまして、「支援教育指導員」制度について組織的な改善を求めることが。オといたしまして、医療関係者等関係機関の各種専門家の積極的な協力を求める必要があることが提言されております。

以上、答申内容の概要につきましてご説明申し上げます。

加山市長 説明が終わりました。これより協議に入りたいと思います。

今回の答申を受けまして、まず教育委員の皆様のお考え等についてお聞かせをいただきたいと思います。

永井委員長 それでは、私のほうからよろしいでしょうか。

加山市長 永井委員長。

永井委員長 まず、答申について担当から説明がございました。まず、尊い命が失われたことを強く、また重く受けとめなければならないと考えています。また、調査委員会の見解の中で、当該生徒の苦痛の累積、この言葉を使って苦痛の累積に対して留意する必要があったと示しております。このことは、教職員のいじめの捉え方、つまりいじめ観、これを改めていく、つまりいじめの概念を広げるということに改めていかなければならない、こういう取組につなげていくことが大変重要である、このように捉えております。

加山市長 はい、わかりました。

岡本教育長 それでは、私のほうからよろしく願いいたします。

加山市長 はい。

岡本教育長 この調査委員会の答申の内容について、大変重く受けとめております。改めて、子供の命を守る再発防止策について学校、行政が一丸となって取り組んでいかなければいけない、そんなふうに強く感じているところでございます。

この答申の中で、いじめと捉え直された事案が複数ありまして、教職員一人一人のいじめの捉え方が極めて重要であると私も感じております。双方のトラブルと見える際に、その子の苦痛に留意することなくいじめと捉えずにいつも「喧嘩両成敗」的な指導で終わっていなかったかどうか、内面に抱えている苦しみに思いめぐらしたか、またそうした苦痛の累積に留意をしていたかと、この答申は指摘をしております。こうした反省に立ちまして、子供の気持ちや悩みをくみ取り、寄り添える感性豊かな先生を、いじめを見逃さない高い意識を持った先生、また周囲の状況に合わせる事が難しいこの生きづらさ、あるいは困り感をキャッチして、しっかりとキャッチしただけでなく働きかけができる教職員を育成していかなければならないと改めて感じているところでございます。さらに、子どもが感じている苦痛を、組織的に支援し軽減していける教職員体制、これをつくり上げていく必要があると強く感じているところでございます。

加山市長 大山委員、お願いします。

大山委員 私のほうから発言させていただきます。

この生徒にはトラブルが多く発生している状況がございます。また、発達障害であるということが保護者のほうから学校に伝えられていたにもかかわらずその対応が十分とはいえなかったという指摘がありまして、大変重要なことというふうに感じております。

それから、医師やスクールカウンセラーなど専門的知識を持つ外部機関との連携がなされていなかったとの指摘がございます。これは重く受けとめなければならない事実だというふうに思います。

加山市長 ありがとうございます。

田中委員、お願いいたします。

田中委員 重大事態に至った要因というところの背景要因として三つの領域に分かれると書いてありますが、本人にとっては三つに分かれているとかはなくて、それは全部一つのことだと思っんですね。答申の中で、家庭との関係というところで、保護者の学校に対する信頼が損なわれていた中で本人のSOSのサインをお母様が捉えていたというふうに書かれておりますが、それが学校のほうに伝わっていなかったという見解が示されていて、やっぱり本人や保護者が学校に本当に相談できる体制が必要であったと強く感じています。



また、それは多分、学校のほうではやはり面談の機会もありますし、保護者会の機会もたくさん用意されていると思うんですが、なかなかそういうときに相談がしにくいというところもあると思うんですね。それと先生方の多忙感というんですかね、本当にお忙しいであろうと、それはすごく強く大きく感じております、保護者として。学校がきめ細やかに子どもたちを支援していくためには、やっぱり先生方に少しでもゆとりというか、お忙しいのは仕方ないとしても気持ちの上でゆとりが持てるということがとても大切なのではないかと思ひますし、これは絶対に必要なことだと思ひます。ぜひ学校を支援する側としても負担感を十分に踏まえていただけたらなというふうに思ひます。

加山市長 ありがとうございます。

福田委員、お願いします。

福田委員 今回の防止対策の中に、教職員一人一人のいじめの捉え方の再確認ということと発達障害への理解というようなことが提言されているわけですが、まず発達障害への理解というのは徐々に進みつつあるかと思ひますが、現実的な場面での対応の方が遅れているというふうに思ひます。そうした意味で、これまでの具体的、経験的な蓄積もあるかと思ひますので、そういうものをもとにして対応力という観点から研修が実施され、またそういうことが行き渡るようにしていくべきであろうと思ひます。

一方で、保護者の側もどうしていいかわからないというような新しい発達の障害ということに直面して、そういう場面が多々あるかと思ひます。そういう観点を考えたときに、教育委員会主催、あるいは社会教育の現場でも、そういうものを共有し得るような学習の場、研修の場というものを市民にも向けて提供していかなければならないかなというふうに考えております。

加山市長 ありがとうございます

ただいま各委員さんのご意見をいただいたわけですが、その多くにつきましては私も同様の認識を持っているところでございます。今回の答申を受けまして教育委員会といたしましてどのような協議を行ってきたのか、これらについても少しお聞かせいただきたいなと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。永井委員長のほうからお願ひします。

永井委員長 それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

教育委員会では、3月31日に教育委員会臨時会を開催し、今回の答申を重く受けとめ、今後の対応策について協議を開始いたしました。その中では、先ほどもありました「苦痛

の累積」ということに対して大変重要に捉える必要があるということや、外部機関との連携について取り組んでいく必要があるのではないかなど、さまざまな意見が出されました。

それらを踏まえ、4月22日に開催いたしました教育委員会定例会において、再発防止のための取り組みのうち、直ちに取り組むべき事項について決定を行いました。また、そのほかにも、今後取り組む事項については引き続き検討を行っていくことといたしました。

ここで、その内容について担当より説明をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

加山市長 どうぞ。

永井委員長 それでは、担当よりお願いいたします。

土肥学校教育部長 お手元にございます資料2、当該中学校ならびに市教育委員会の再発防止のための取組につきまして、ご説明を申し上げます。

こちらは、先ほど説明をさせていただきました調査委員会からの提言並びに3月31日の教育委員会臨時会においていただいたご意見を踏まえ、当該中学校並びに教育委員会が再発防止のために取り組む事項を具体的な取組事項として1ページから2ページにわたり(1)から(5)でお示ししております。このお示しいたしましたとおり、(1)教職員のいじめ観を改める取組、(2)外部機関、専門家との連携を進める取組、(3)教職員が発達障害について理解を深め、様々なトラブルに対処する力を高める取組、(4)学校と家庭との良好なコミュニケーションの場の構築に向けた取組、(5)いじめ防止に係る施策等を検証し改善を図る取組、に分類をいたしました。これら5項目に分類した内容につきまして、直ちにに取り組む事項と今後取り組む事項として整理したものでございます。

恐れ入ります、1ページをご覧いただきたく存じます。

1、直ちにに取り組む事項でございます。

(1)教職員のいじめ観を改める取組のア、いじめ対応マニュアルの改訂でございますが、いじめの認知への意識を高めること、また命を大切にすることを育むための取組、さらに発達障害のある児童・生徒が関わる場合の組織的な支援のあり方等を中心に、6月中の完成を目途に既に改訂を進めているところでございます。

イ、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの報告の改善でございます。

現在、毎月行っておりますいじめの報告に児童・生徒の苦痛の累積等を把握するための調査を加えまして、状況把握の充実に努めるとともに、教育委員会による支援の充実につなげるものでございます。

ウ、組織的な対応や子どもの気持ちの受け止め方についての研修の実施でございます。

答申において指摘されました組織的な対応のあり方や気持ちの受け止めの重要性につきましては、生徒指導担当者を対象といたしました「生徒指導研修講座」において内容の充実を図ってまいります。また、いじめ、暴力、ひきこもり等、感情をコントロールするのが苦手な子どもの気持ちの受け止め方について学びます「アンガーマネジメントの研修講座」を新たに実施いたします。さらに、初任者や養護教諭、臨時的任用職員、人権・福祉教育担当者等を対象とした研修において、子どもの心の問題とかかわる相談のあり方や自傷行為など子どもの命を守るための理解、また学校における速やかで適切な対応について取り扱ってまいります。

これらの取組は、各学校がいじめ等に対する意識を高め、児童・生徒の状況をよりきめ細やかに観察し、トラブル等により苦痛を感じている子どもへの対応が迅速かつより丁寧になるよう進めているというものでございます。

(2) 外部機関、専門家との連携を進める取組といたしまして、ア、市寄附講座「地域児童精神科」電話相談事業の周知・活用でございますが、校長会や各担当者の連絡会等、さまざまな機会を通じまして当該講座のチラシを配付し説明を行うなど、活用のあり方について積極的な周知を図るとともに、指導主事によります学校訪問において各学校から意見の聴き取りを行い、より活用しやすい体制を整えられるよう、その改善策について検討を進めているところでございます。

イ、各種相談機関の情報の家庭への周知でございますが、5月のいじめ防止強化月間に合わせて発出いたしました保護者向けのリーフレットに新たに相談機関に関する情報を加え、より相談しやすい環境づくりのために取り組んでいるところでございます。

(3) 教職員が発達障害について理解を深め、様々なトラブルに対処する力を高める取組といたしまして、ア、命を大切にすることを育むリーフレットの活用でございますが、学校教育課による年度当初の学校訪問時に各学校長へ説明しているところでございますが、学校教育課による学校の計画訪問における協議会、あるいは各連絡会等におきましてもその内容に触れまして、各担当者に対して自殺予防教育等の重要性を浸透させるための取組を進めているところでございます。

2 ページをご覧くださいたく存じます。

イ、各種研修の実施でございます。

管理職研修におきまして、全校的な支援体制構築に向けたリーダーシップや管理職の役

割について学ぶ研修を実施いたします。また、支援教育コーディネーターなどを対象といたしまして、発達障害への理解や支援の具体的な手だて、校内組織の運営について理解を深めるための研修を実施いたします。さらに、今年度新たな研修といたしまして、各小中学校の特別支援教育担当者を対象として、支援教育の現状や障害者差別解消法について学ぶ講座を既に4月に実施いたしました。また、今後新たに通常の学級の担任を対象とし、通常の学級において支援を必要とする児童・生徒の理解を深めるための研修も実施いたします。

(4) 学校と家庭との良好なコミュニケーションの場の構築に向けた取組といたしまして、ア、学校と保護者との関係を良好にするための研修の実施についてでございますが、指導主事の学校への巡回訪問や担当者会において、スクールソーシャルワーカーや青少年教育カウンセラーと連携し、福祉的な視点からの保護者との関わり方や対応のあり方について管理職や担当者に対し周知を図っているところでございます。

また、ウ、市長部局との情報の共有化でございますが、要保護児童対策地域連絡協議会等をより活用して、市長部局と情報の共有化を図り、学校や保護者に対する支援の幅を広げるよう努めているところでございます。

(5) いじめ防止に係る施策等を検証し改善を図る取組といたしまして、イ、教育委員会内関係各課による情報共有についてでございますが、学校巡回訪問、電話相談、累積した苦痛を掲載するなど内容の改善を図りました「相模原市いじめに係る月間報告票」、  
「欠席状況等通知書」等で把握をいたしました児童・生徒の状況につきまして、情報共有を拡充した上で学校支援につなげるものでございます。

また、ウ、いじめ防止フォーラムのあり方の検討につきましては、児童・生徒の主体的な取組や意見が反映されるよう既に見直しを行っているところでございます。

以上の再発防止の取組につきましては、4月以降、既に関係各課が状況に応じて連携を図りながら対応を進めておりまして、子供が抱える苦痛に対し学校や教育委員会等の支援が行われ改善が図られたケースもございます。

恐れ入ります、3ページをご覧くださいたく存じます。

続きまして、2、今後取り組む事項につきましては、中・長期的な視点で取り組む内容についてでございます。

(1) 教職員のいじめ観を改める取組といたしまして、ア、いじめ対応マニュアルの改訂版の周知、徹底、イ、組織的な対応の充実について。

(2) 外部機関、専門家との連携を進める取組といたしまして、ア、学校と関係機関や医療機関、専門機関の連携体制の推進、イ、いじめ防止基本方針の見直し、ウ、青少年教育カウンセラーによる相談の積極的な活用について。

(3) 教職員が発達障害について理解を深め、様々なトラブルに対処する力を高める取組といたしまして、ア、支援教育指導員のあり方の検討、イ、発達障害への理解と対応のための手引き作成について。

(4) 学校と家庭との良好なコミュニケーションの場の構築に向けた取組といたしまして、ア、学校と保護者との関係を良好にするための訪問研修の実施、イ、青少年教育カウンセラーによる相談の積極的な活用、ウ、組織的な対応の充実に付いて。

(5) いじめ防止に係る施策等を検証し改善を図る取組といたしまして、ア、関係機関が連携した幅広い支援のあり方、イ、いじめ防止基本方針の見直しについて取組を進めるものでございます。

以上で再発防止のための取組の説明を終わらせていただきます。

加山市長 ただいま教育委員会での協議内容についてご説明がございましたが、これらにつきましては学校現場においてもできるだけ迅速に進められることが大事であると考えております。研修の実施においても、より実践的に行われることが必要ではないでしょうか。どうでしょうか、このことについて委員のほうからご意見はありますでしょうか。

永井委員長 今説明がありました直ちに取り組むべき事項、これについては既に取組を始めている内容もたくさんございます。また、今後取り組む事項につきましても、関係する各課や機関と連携を十分に図りながら実施できるように進めていきたいと考えております。

加山市長 そうですね。

ほかにご意見ありますか。

福田委員は何かありますか。どうでしょうか。

福田委員 研修の実施についてですけれども、一方で教職員の時間の確保、また非常に新しいことでもありますので、どういうふうな研修が実効性があるのかというようなことはよくいろいろ情報を集めた上で、どの教職員も身につけられるようなスキルのなところから研修を始めていただきたいなというふうに考えます。

加山市長 そうですね。大山委員のほうから、どうですか。

大山委員 私から一言申し述べさせていただきます。

先ほど説明がございましたように、取組の一つとして、外部機関、専門家との連携を進

める取組が挙げられておりました。その中で、市の寄附講座「地域児童精神科」電話相談事業の周知、活用ということが述べられていました。このことについては、私、以前より関係してきましたので、少し詳しく言及させていただきたいと思います。

数年前から、精神保健福祉課が中心になりまして、学校現場を対象に心の問題を抱える児童・生徒について電話で相談できる事業として始まりました。その背景といたしましては、少し時間をいただいて説明いたしますが、従来、学校医としては内科校医、耳鼻科校医、眼科校医が各市内の小中学校に配置されておりますが、近来、学校現場からはこれらの従来の校医だけではなかなか対応できないような近来的な課題があるというようなことが指摘されてまいりました。相模原市では、平成20年度より、文部科学省のモデル事業、子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業のモデル地域として、精神科、整形外科、産婦人科などの専門校医の配置について検討してまいりました。その中で最も要望の強かったのは、いじめやひきこもりに対応できる精神科校医ということでございました。そこで、相模原医師会は市に、学校現場での心の問題に対応できるよう児童精神科校医を配置、学校保健心の問題ネットワークを構築することを提言いたしました。その後、北里大学病院精神科に地域児童精神科寄附講座が設立されまして、今回のその中の一つの事業であるこの電話相談事業に結びついたというふうに考えております。まだこの事業自体の周知が足りていないこともあり、十分な活用がなされていないように思います。これなどは、まさに市長部局との連携をより一層図ることで効果的な取り組みになるというふうに考えます。

加山市長 ありがとうございます。

いろいろなご意見をいただいたわけですが、教育委員会との一層の連携、各団体とのそういう調整と申しますか、こういったことが必要かなと思っておりますし、学校や保護者に対する支援の幅、これを広げていくということも必要であるというふうに考えております。そういったことが大変重要であるのではないでしょうか。

どうですかね、田中委員。

田中委員 本当に市長がおっしゃっていただいたことに私も全く同じ考えです。総合教育会議も開催されるようになって、教育委員会と市長部局とこういう交流ができるということは大変ありがたいですし、本当に教育委員会だけということではなくて、専門的な視点からアドバイスを受けることができる仕組み、それから、そういうことを含めて相模原市が一体となって取り組むことが大切だと思うんです。

また、ちょっとしたことなら近所の方や知り合いの方に相談できてといったことで解決

することなんてたくさんあるんですけども、なかなかやっぱり家庭内のこと、また、こと子どものことに関してはなかなかご相談しにくいということもあると思うんですね。そういう中で、子どもたちや保護者にとってやっぱり相談しやすい窓口があるということも必要ではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

加山市長 そうですね。相模原市におきましては、平成27年に相模原市の子ども権利条例を制定させていただきました。その中で、子どもがいじめや虐待などから守られ安心して過ごすことができるという、子どもが本来持っている権利を守るための相談窓口、これを設置させていただいたわけでございます。こういった取り組みも、子どもですとか、また保護者に対するきめ細かな対応の一つであるのではないかなと思っているところでございます。

先ほど、大山委員のほうからお話がありましたように、こういったいろんな取組が行われているというPRですとか、相談窓口もいろいろ多岐にわたって詳細な窓口といたしましうか、また専門的な窓口、こういったものがございますよということも周知をしていくということも必要だろうと思っております。さらに連携をとる必要がある、またはPRというか多くの保護者等に理解を求めていく、周知をする、こういうことを積極的に行っていくということも必要であるのではないかなと思っているんですがね。

永井委員長 よろしいですか。

加山市長 はい、どうぞ。

永井委員長 市長さんも田中委員さんも先ほどおっしゃっていましたが、とにかく相模原市として関係各課、機関、そういうものが一つになってしっかりと取り組んでいくことが必要だなというふうに改めて痛感をしております。

加山市長 ありがとうございます。

この件につきまして、ほかにご意見等ございますでしょうか。

福田委員 しっかりと取り組んでいくといったときに、実際にいろいろと蓄積されてきているもの、発達障害への理解、公の発表では6.5%だとか7%だとか、10%というものもございますが、各クラスにそういうお子さんがいらっしゃる、そういう人たちはいろいろ苦勞もしているし、また周りの方もいろいろな意味で困り感があるというようなことがあろうかと思えます。そういうことを、やはり市内でどういうことが実際にあるのかということをつなげていく上で研修していくというようなことがやっぱり着実に進んでいくということにつながっていくのではないかなというふうに思います。よろしく願いいたします。

す。

加山市長 ほかにご意見ございますか。

そうですね、発達障害のある児童・生徒が実際どの学校にどのくらいいるかどうか、市内全体でどのような状況か、全体把握ですとか着実な確かな情報、これを絶えず把握していく、それに対して適切な指導をする、こういうところが当然必要だと思っておりますので、そういった内容につきましては、さらに教育委員会、または学校現場、そういったところに対しましてしっかり連携がとれて情報を確実に持つということを進めさせていただきたいと思っておりますし、またそういう指導をしていきたいなと思っております。

ほかにご意見ありますでしょうか。

田中委員 研修についてということで、いろいろご意見やご報告もいただいておりますが、研修というのはなかなか大変だと思うんですが、その研修が逆に重荷にならないような研修にしていただけたらなというのを切に願っております。特に先生方は、今ここを見ても学校と保護者との関係を良好にするためにとかそういうのがあるんですが、学校も保護者もその子どもたちに対してはやはりそれぞれの立場で成長を見守っていく、こういうふうに頑張ってもらいたいという思いを込めてかかわっていると思うんですが、立場が違うとやはり見方も違う、かかわり方も違うという中で、ぜひそれが重荷にならない、同じ人としてやはりかかわるといところでそんなに難しくないよというところに、そういう研修を行っていただきたいなというのをすごく切に願います。先生方がやっぱり人とかかわるのが怖くなってしまうとそれはお仕事にならないと思いますので。

あと、相談窓口もいろいろ本当にたくさん設けていただいている中で、先ほど市長がおっしゃっていただいたように、PRの仕方、ぜひたくさんの方に周知をしていただいて、例えば一つではなくいろんな方法があって、自分にここだったらというところができるといいなと思えますし、あとは、専門的にきちんと対応するというのも大事なんですけど、あっちへこっちへというよりは、そこに行ったときに安心して帰っていける、相談しにいったら安心して帰っていけるようなそういう対応をぜひお願いしたいと思えます。

加山市長 そうですね。研修等につきましては、まさにどの先生もいじめですとか虐待を受けているとか受けていないだとかいう、また子どもに対してどういう支援が必要かということにつきまして、同じ認識を持てるようなそういう研修といいましょうか、これは当然必要だと思いますし、今その研修が先生に負担にならないようにというお話でございますから、そういう精神的な負担というものはもちろん考えながらの研修をしなくちゃいけ



ないと思います。この報告にもありましたように、いじめがどうだとか、またいろんな事案がどうだという共通した認識といいましょうか、そういったものが持てるような研修がこれはやっぱり必要かなというふうに思っていますので、そこら辺をしっかりとやっていこうということだと思いますので、教育委員会としてしっかりとやっていただきたいな思っております。

そのほかの問題については、やはり一つの学校現場ですとか、またはいろんな関係機関と連携すればそれだけで済むというわけじゃないと思います。いろいろな今回も報告されたり、それなりの教育委員会なり学校としての検証もされてきた、それでももう少しこういったことがあったほうがいいんじゃないかなということは必ず出てくると思います。ですから、日々気づいたことを絶えず改善につながるだとか共有認識を持つ、そういったものに、日々の積み重ねの努力といいましょうか、改善といいましょうか、そういったことが必要かなというふうに思っておりますので、そういう努力を惜しまないような学校現場、こういったものをつくり上げていくことが必要だと、こんなふうに思っていますね。

よろしいでしょうかね、ほかに。

協議事項につきましてはいろいろと協議を行ってまいりましたが、先ほど直ちにに取り組む内容の説明がありましたので、これにつきましてはまたその取組状況をお伝えいただきたいと考えております。

また、今後取り組む内容につきましては、具体的な対応策がまとまった後、必要に応じて協議を行いまして、教育委員会と連携をしていくところにつきましては一緒にやっていきたいと思っております。

そのように考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、協議事項については以上でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

加山市長 ありがとうございます。

#### 児童相談所等が関わった中学生の自殺企図事案について

加山市長 次に、報告事項に移りたいと思います。

報告事項の一つ目でございますが、児童相談所等が関わりました中学生の自殺企図事案についてでございます。

この事案につきましては、中学生が自死を図った大変大事なものでございまして、教育

委員会との連携を図っていく必要も考えられるため今回の会議の中で報告をさせていただくものでございます。

それでは、事案の経過等について、担当より説明をお願いしたいと思います。

小林こども育成部長 児童相談所等が関わった中学生の自殺企図事案につきまして、ご説明を申し上げます。お手元の資料3をごらんいただきたいと思います。

はじめに、1の事案の概要についてでございます。

平成25年11月に、小学校から中央こども家庭相談課に虐待通告がございまして、同日、中央こども家庭相談課からの通告で児童相談所が受理し係属した男子児童が、平成26年11月に自殺を図りました。救命措置により一命をとりとめましたが、平成28年2月末に体調が悪化し、亡くなりました。

2の児童死亡後の主な経過でございますが、平成28年3月22日に市議会民生部会に事案の報告をいたしました。3月24日には、市議会議長から市長に対しまして、一刻も早い事態の解明を図ること、正確な情報を整理して市民に対して説明を行うこと、市議会に対して迅速な情報提供を行うことを求める申し入れがございました。

3月28日には、厚生労働副大臣と文部科学副大臣が児童相談所を視察され、本事案に関わる経過、事実確認、関係機関の対応状況、連携についての意見交換がされました。この際に、厚生労働副大臣から、児童相談所や学校などの行政の当事者として、各機関の児童との関わりの経過や考察と問題点、改善策と制度上の要望などを取りまとめて国に報告を行うよう求められました。

4月12日には、社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会を開催いたしまして、この事案につきましては虐待による死と同じくらい重大な事案であると捉え、児童虐待検証部会において検証いただくことでご了解をいただいたところでございます。

4月20日に社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待検証部会を開催いたしまして、市長から諮問をさせていただきました。具体的な諮問の内容につきましては、これまでの児童と関係機関との関わりなどの事実関係の調査と再発防止に向けた今後の取組みについてでございます。

5月24日に第2回の検証部会を開催いたしまして、検証作業を現在進めているところでございます。

3の今後の対応についてでございますが、児童虐待検証部会から8月末ごろに答申をいただいた後、速やかに対応策を検討し、再発防止に努めていきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

加山市長 ただいま担当者のほうから説明がありました。本事案につきましては、現在、第三者機関に諮問を行い、検証いただいているところでございます。答申後、速やかに対応策につきまして検討し、実行に移していくことが重要であると考えているところでございます。その中で、教育委員会と共通の認識を持ちまして、連携を図る内容があった場合につきましては再度この総合教育会議等を開催させていただきまして協議を行いたいと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

加山市長 そのようにさせていただきます。

#### 市立小中学校での通知票の記載誤りについて

加山市長 それでは、次の報告事項、二つ目でございます。市立小中学校での通知票の記載誤りについてでございます。

この件につきましては、既に報道機関を通じまして市民の皆様もご承知かと存じますが、本日、教育委員会から改めて報告を求めたいと思います。

お願いしたいと思います。

岡本教育長 それでは、私のほうから報告させていただきます。

昨年度の3学期に、市立小中学校合わせて4校で通知票の記載誤りが生じてしまいました。このことを受けまして、市立小中学校全校において実施した再点検の結果、新たに9校において記載誤りがあることが判明いたしました。これらのことにつきましては、児童・生徒、保護者並びに関係する皆様方に多大なるご迷惑をおかけしてしまうとともに、市民の皆様の学校教育に対する信頼を損ねる事態を招いたことにこの場をおかりして心よりおわびを申し上げます。

今回の事案は、子どもたち一人一人の様子を浮かべながら、子どもたちの視点に立つて行うべき通知票の作成段階において十分な確認を行っていなかったことが大きな原因であると捉えております。

教育委員会といたしましては、この事態を大変重く受けとめており、今後につきましては、小中学校の校長及び教頭の代表、教務主任、教育委員会及び関係各課で構成する「通知票誤記載防止プロジェクト」を立ち上げまして、これまでの事案の分析を行うとともに、各学校において全教職員が強い責任感と使命感を持って再発防止にしっかりと取り組むよ

う指導してまいります。あわせて、教職員それぞれが子どもの成長の跡を把握し、さらなる成長へとつなげていくというこの通知票の持つ意味や目的について、再認識することについても強く指導してまいります。

なお、通知票誤りの概要等につきましては、資料4をご覧くださいと存じます。

本当に申し訳ございませんでした。

加山市長 通知票の記載誤り等につきまして、ただいま報告がございました。児童・生徒にとりまして、通知票につきましてはその後の人生にかかわる大変重要なものであると我々も思っているところでございます。にもかかわらず、このような状況が生じていることにつきましては大変由々しき事態でありますし、通知票の持つ重要性に対する認識が足りていなかったと言わざるを得ないところでございます。

今回のような事態が起きることで、学校ですとか教育委員会に対する不信感やさまざまな声が挙がってくることにもつながるわけでございます。いわゆる不信感が増幅されてしまうということになります。

先ほど再発防止、これに向けた取り組みについて教育長のほうからお話があったわけですが、再びこのようなことが生じないように努めることはもちろんのことですが、児童・生徒、保護者、市民の方々の信頼回復、これにもしっかりと努めていかなきゃならないと思っているところでございまして、教育委員会全体で全力を挙げて取り組んでいただくことを強く求めていきたいと思っております。

永井委員長 市長、よろしいでしょうか。

加山市長 どうぞ。

永井委員長 今回の件については、私たちも報告を受け、本当にあってはならないことだと捉えております。ほとんどの先生方は毎日しっかりやっていると思うんですが、このような事態が起こっていることを考えると、教職員一人一人が通知票の持つ重要性を今一度しっかりと自覚してもらうことが何よりも大切だと考えております。そのあたりについて、我々教育委員会といたしましても学校現場に強く求めていきたいと思っております。

加山市長 よろしくお願ひしたいと思ひます。

そのほか、ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

加山市長 それでは、報告事項につきましては以上にさせていただきたいと思ひます。

よろしいですね。ほかにないですね。

(「はい」の声あり)

加山市長 それでは、以上で本日予定しておりました内容については全て終了となりますが、この際ですから、何か言っておきたいな、発言しておきたいなということがありましたら何かお聞かせいただければと思います。

田中委員 今、永井委員長のお言葉にもありました、本当にふだん先生方一人一人、一生懸命やったださっている方がほとんどです。そういう中でも、今回これを再調査していただいたときに新たに9校で出てしまったんですが、短期間の間に現場の先生方がすごい頑張っただ点検をしていただいたということにはすごく感謝をしておりますので、そういう現場の実態も含めながら、やっぱり私たち教育委員会としてのサポートも必要だと思いますし、ぜひこういう会議を持てて、いろんな情報共有ができますので、いろんな場面でやはり情報を共有しながらたくさんの、教育委員会的には子どもたちのことが一番なんです、それも含めて、あとは保護者の意識というところでも、子どもを持った時点で親になるんですが、親とはなかなか本当の意味での親になるってすごく難しいことだと思うんです。それをやっぱりサポートしていただけるのが、そういう子どもを持ったときからかわっていただける福祉の場面ですとかそういうところから始まっていると思うので、ぜひそこを小学校に入学する前から連携させていただけたら大変ありがたいかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

加山市長 そうですね。いろいろなご意見、この会議の中でもありましたように、例えば学校現場ですとか、またはその専門機関に連携させればそれでいいというんじゃなくて、いろんな要因が絡み合ったり、またそこに行き着くまでの時間的な経過の中でいろんな原因が重なり合っただそこに、一つの形になってしまうということがあると思っておりますので、そういうことを含めまして、先ほどから言っておりますように、制度のあり方ですとか、例えばマニュアルとか、またはそれにそれぞれに携わる人たちの資質を高めるということで研修をやるだとかいろいろなことがありますけども、これからいろんなことを、よりよいことを取り入れながら、それでも、先ほど言いましたように、これからはこういうことをやっていったほうがいいんじゃないかとかということがあると思っております。その都度検証しながら、まさに子どもが安全で安心して学べる、または成長できる環境を社会全体で見守っていく、つくり上げていく、そういう責務があるうかと思っておりますので、これからも頑張りたいと思っておりますので、皆様方も一緒をお願いしたいと思っております。

以上で、本日の会議にかける内容につきましては全て終了させていただきましたので、

これをもちまして会議を閉会とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

閉 会

午前 11 時 00 分 閉会